

2013年4月19日
(2016年4月6日一部変更)
日本銀行金融市場局

CP・社債等買入における対象先公募について

1. 公募の概要

- 日本銀行では、本日よりコマーシャル・ペーパーおよび社債等の買入（以下「CP・社債等買入」といいます。）の対象先を公募することとしました。
- CP・社債等買入については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）をご覧下さい。

▼選定のスケジュール

| | |
|------------------------|----------------------|
| ①応募希望先から日本銀行金融市場局へのご連絡 | 随時（営業日の午前9時～午後5時） |
| ②応募 | 随時（営業日の午前9時～午後5時） |
| ③選定結果の応募先への通知および公表 | 日本銀行における審査終了後 |
| ④選定先との取引 | 選定結果の通知後所要の準備が整い次第開始 |

2. 対象先の選定

- 対象先は、「CP・社債等買入における対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不適当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以上

<照会先>

日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署
03-3277-1361、03-3277-1272

C P・社債等買入における対象先選定基準・手続

1. 対象先としての役割

- C P・社債等買入を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) C P・社債等買入に積極的に応札すること
 - (2) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (3) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を探ることがあります。

2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。
 - (1) 日本銀行本店の当座預金取引先である金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社または短資業者であること（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除きます。）。
(注) ・金融機関とは、日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいいます（以下同じです。）。
・金融商品取引業者とは、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます（以下同じです。）。
・証券金融会社とは、日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいいます（以下同じです。）。
・短資業者とは、日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいいます（以下同じです。）。
 - (2) 当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。
 - (3) 受付日（日本銀行が応募を受け付けた日をいいます。以下同じです。）直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです。）において、自己資本比率等が以下の要件を満たすこと、または、受付日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が以下の要件を満たすようになったと確認できること。

- 受付日直前の決算期末の自己資本比率等が、受付日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。
- 受付日において初回の決算期末が到来していない先であっても、次の先は応募が可能です。

イ. 何れかのオペの対象先としての資格の移管が認められた先

ロ. 日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関等との合併、当該他の金融機関等からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関等からの会社分割による事業の全部承継を受けた先

<自己資本比率等の要件>

金融機関：

- ①国際統一基準適用先については連結および単体自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については同 4%以上であること。国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先（ただし、外国銀行を除きます。）については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適當であると認められること。さらに、法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ②金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、①に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については 4%以上であること。さらに、法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ③外国銀行にあっては、その母国において「バーゼル III：より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010 年 12 月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル III 適用先」といいます。）については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988 年 7 月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004 年 6 月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が 8%以上であること。その母国において該当する規制が存在しない場合には、銀行法に準じて算出される当該外国銀行（以下「銀行法準用先」といいます。）にかかる自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。さらに、法令（バーゼル III 適用先については当該外国銀行の母国の法令をいい、銀行法準用先については当該外国銀行に準用される銀行法をいいます。以下同じです。）により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ④①、②または③において、資本バッファー比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、①、②または③に定める資本バッファー比率の要件を満たすものとみなします。

金融商品取引業者：

- ①自己資本規制比率が 200%以上（ただし、外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」といいます。）で、当該外国金融商品取引業者を実質的に支配している会社の保証がある場合には、150%以上）であること。

- ②特別金融商品取引業者（金融商品取引法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者をいいます。以下同じです。）である場合には、①に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 128 号）に基づき算出された連結自己資本規制比率が 200%以上であること。
- ③特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社（金融商品取引法第 57 条の 12 第 3 項に規定する親会社をいいます。以下同じです。）である場合には、①および②に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 130 号。以下「川上連結告示」といいます。）第 2 条および第 3 条に基づき算出された連結自己資本規制比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本規制比率 8%以上であること。
- ④川上連結告示第 4 条に基づき算出された連結自己資本規制比率が 200%以上であるときは、
③の要件を満たすものとみなします。
- ⑤川上連結金融商品取引業者である場合には、①、②および③に加え、連結資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。ただし、連結資本バッファー比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、連結資本バッファー比率の要件を満たすものとみなします。

証券金融会社および短資業者：

自己資本比率（金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出します。）が 200%以上であること。

<流動性カバレッジ比率の要件>

金融機関：

- ①金融機関（ただし、外国銀行を除きます。）については、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ②金融機関の親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、①に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ③①または②において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、①または②に定める流動性カバレッジ比率の要件を満たすものとみなします。

金融商品取引業者：

川上連結金融商品取引業者である場合には、連結流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。ただし、連結流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、連結流動性カバレッジ比率の要件を満たすものとみなします。

(4) 受付日直前の決算期末以降の経営の状況その他考查等から得られた情報に照らし、自己資本比率、資本バッファー比率もしくは流動性カバレッジ比率が実質的に(3)に定める水準を下回るとみられる事情、その他信用力が十分でないと認められる特段の事情または別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。

- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

3. 応募方法

- 選定に応募する金融機関等（以下「応募先」といいます。）は、別添の申請書を、応募先の本店その他国内における営業の本拠である営業所等の所在地を業務区域とする日本銀行本支店（本店の場合には金融市場局オペレーション企画担当部署（本店新館4F）、支店の場合には営業課または総務課）まで提出して下さい。

—— 申請書を提出される場合には、予め下記の連絡先までご連絡下さい。

(照会先) 日本銀行金融市場局
TEL : 03-3277-1361

4. 選定方法

- 2. の必須基準を満たし、かつ、1. の役割の遵守を確約している応募先を対象先として選定します。

5. 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

6. その他留意事項

- 応募先が、受付日において、何れかのオペの対象先等または国債系オペにおける決済代行者等（決済代行者および決済代行者として承認された先であって所要の約定を未締結である先をいいます。以下同じです。）の何れにも該当しない場合において、次の①から④までの何れかに該当するときは、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出して下さい。

- ① 受付日において初回の決算期末が到来していない先
- ② 受付日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先（既に日本銀行に自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資

料を提出済である先を除きます。)

③ 受付日直前の決算期末の自己資本比率等を、日本銀行に提出後、変更した先（変更後の自己資本比率等を日本銀行に提出済の先を除きます。）

④ ①から③までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

○ 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、対象先の必須基準（2.（1）から（4）まで）を満たしていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

① 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。

② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、CP・社債等買入に関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な様相が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。

○ また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先とのCP・社債等買入について、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

○ 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市场局オペレーション企画担当部署に前広にご連絡下さい。

<日本銀行金融市场オンラインを利用してない皆様へ>

CP・社債等買入の対象先となった場合には、日本銀行金融市场オンラインを利用していただく予定です。日本銀行金融市场オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市场局までお早めにご連絡いただけようお願い致します。

以上

別表

流動性リスク管理のチェック・ポイント

| |
|---|
| 1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備 |
| (1) 流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。 (2) リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。 (3) 流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プランの策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。 |
| 2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営 |
| (1) 自行・社・庫の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。 (2) 預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。 (3) 流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。 (4) 資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っているか。 (5) 偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。 (6) 先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい資産の積み上げが容認されていないか。 |
| 3. 日々の資金繰りの安定性確保 |
| (1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行っているか。 (2) 調達レートの急激な上昇など取引レートに特段の動きはないか。 (3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。 (4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。 (5) 業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。 (6) 日中流動性の管理を適切に行っているか。 (7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになってないか。 |
| 4. ストレス局面での対応力の強化 |
| (1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。 (2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。 (3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要なときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。 |

5. 緊急時における対応

- (1) 資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。
- (2) 調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。
- (3) 流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。
- (4) 実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。

6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備（国際的に活動する金融機関）

- (1) 取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。
- (2) グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。
- (3) グループ内の資金活用が国際金融市场の環境変化によって受ける影響を把握しているか。
- (4) 危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として整合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。
- (5) 海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書（隨時選定）

当方は、以下の諸点を確約のうえ、下表の金融市場調節取引の対象先となることを希望します。

※希望する金融市場調節取引の左欄に○を記入（複数希望する場合には、希望するすべての金融市場調節取引の左欄に○を記入）。

| 希望記入欄 | 金融市場調節取引の種類 |
|-------|-------------------|
| | 国債売買オペ |
| | 国庫短期証券売買オペ・国債現先オペ |
| | 国債補完供給 |
| | C P・社債等買入オペ |

1. 当方は、希望する金融市場調節取引の対象先に選定された場合には、選定された金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、希望する金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる必須基準を満たしています。
3. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日 (注1)

(金融機関等コード)
(金融機関等名) (注2)
(役職名・代表者)

(注3)印 (注4)

日本銀行金融市場局長 殿

- (注1) 申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。
- (注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい。）

| | 第1順位 | 第2順位 |
|-------------|------|------|
| 部署・役職 | | |
| 氏名 | | |
| 電話番号 | | |
| ファクシミリ番号 | | |
| E-mail アドレス | | |
| 住所：〒 | | |